

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.143

令和6年7月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	警備業	経験年数	1年	年齢	60歳代
発生日月	令和5年8月	発生時刻	14時		
発生状況	屋外で気温は高いが、大きな木の木陰で作業をしていた。他の作業員と談笑中に急に後ろに倒れ、意識はあるが受け答えできない状況となり、他の作業員が救急車を手配して身体を冷却しながら待機し、救急車で応急処置後、病院へ搬送され熱中症と診断された。				
負傷の程度／部位	熱中症	休業見込期間 若しくは死亡	4日		



1 想定される原因として、

- ① 熱中症予防の指標となる WBGT 値の測定を行っていなかったこと
- ② 計画的な暑さへの順化期間を設定していなかったこと
- ③ 氷、冷たいおしぼり等の身体を適度に冷やすことのできる物品や塩及び飲料水を備えていなかったことなどが想定される。

2 類似災害の防止対策として、

- ① 水分、塩分の定期的な摂取の程度を把握し、不足する場合には摂取されること
- ② 巡視や相互確認を通じ、熱中症の兆候（めまい、筋肉痛、大量の発汗、頭痛、吐き気等）の早期発見に努めること
- ③ 通気性、透湿性の良い服装とし、直射日光下では通気性、遮熱性の良い保護帽子を着用させることなどが考えられる。

◆安全衛生の窓◆

当署管内においては、熱中症による労働災害（休業4日以上）が令和5年に6件発生しております。幸いにして死亡災害には至らなかったものの、過去（平成13年、平成19年、平成22年）には死亡災害となった事案もあります。

労働安全衛生規則第617条に「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない。」とあり、事業者には熱中症予防が義務付けられております。「塩」にはスポーツドリンクなどの飲料水中に含まれる塩分も含まれます。



熱中症の予防には喉の渇きにかかわりなく、定期的に水分及び塩分を摂取することが重要です。こまめな休憩にもご配慮ください。

左記二次元コード（STOP！熱中症クールワークキャンペーンリーフレット）も参考として、対策を徹底してください。